

## 瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年4月22日(月)10時から11時5分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (10人)

会長	6番	吉見 洋和
会長職務代理者	10番	永井 利一
	1番	里山 明子
	2番	久原 美樹
	3番	峯 俊一郎
	5番	加藤 清満
	7番	森 正三郎
	8番	碩 悟
	9番	岡野 正郎
	11番	川島 博

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第6号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第7号 非農地証明について

第5 議案第8号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

第6 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長 永井健一郎

次長 川畑 金徳

主事 堀江 美彩

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.会議の概要

事務局	<p>おはようございます。もう全員揃っていますので、始めたいと思います。それでは定刻となりましたので、ただいまから第4回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、出席人は今日は全員参加で、10名で、定足数に達しております。本日の総会は成立していることをご報告いたします。それでは吉見会長にご挨拶をお願いします。</p>
議長	【挨拶】
事務局	<p>ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。日程1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号2番、久原委員、議席番号5番、加藤委員の2名を指名いたします。</p> <p>次に日程2。会期は本日の1日間といたします。</p> <p>次に日程3の議案第6号、農地法第3条の規定による許可についてを議題とし、里山委員から説明を求めます。</p>
1番委員	<p>はい。そうしましたら、議案第6号、農地法第3条の規定による許可について土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字勝浦字山下573番」、畑、2,121㎡</p> <p>②「瀬戸内町大字勝浦字山下590番2」、畑、732㎡</p> <p>③「瀬戸内町大字勝浦字山下593番」、畑、1,729㎡</p> <p>④「瀬戸内町大字勝浦字下前田703番」、畑、297㎡</p> <p>⑤「瀬戸内町大字勝浦字下前田704番」、畑、271㎡</p> <p>⑥「瀬戸内町大字勝浦字下前田707番」、畑、393㎡</p> <p>⑦「瀬戸内町大字勝浦字小勝1249番」、畑、595㎡</p> <p>⑧「瀬戸内町大字勝浦字小勝1250番」、畑、39㎡</p> <p>⑨「瀬戸内町大字勝浦字小勝1251番」、畑、287㎡</p> <p>⑩「瀬戸内町大字勝浦字小勝1252番」、畑、492㎡</p> <p>⑪「瀬戸内町大字勝浦字小勝1255番」、畑、1,021㎡</p> <p>⑫「瀬戸内町大字勝浦字小勝1256番」、畑、889㎡</p> <p>⑬「瀬戸内町大字勝浦字小勝1257番」、畑、135㎡</p> <p>⑭「瀬戸内町大字勝浦字小勝1261番」、畑、320㎡</p> <p>⑮「瀬戸内町大字勝浦字小勝1262番の持分3分の2」、畑、2,988㎡</p> <p>⑯「瀬戸内町大字勝浦字小勝1263番」、畑、456㎡</p> <p>⑰「瀬戸内町大字勝浦字大作1264番」、畑、628㎡</p> <p>⑱「瀬戸内町大字勝浦字バシキチ1373番」、畑、304㎡ 合計18筆13,697㎡</p> <p>対価（売買）〇〇〇〇円／18筆ということです。</p> <p>譲渡人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 理由：売買</p> <p>譲受人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏です。</p> <p>あとは以下お目を通してください。以上です。</p>
11番委員	議長、議長
事務局	<p>対価のところで、〇〇〇〇円とありますが、これ18筆で〇〇〇〇円です。すみません。8が抜けてます。売買です。</p>

11 番委員	贈与を消したらいい？
議長	<p>里山委員から調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>【質疑なし】の音が聞こえる</p> <p>質疑がないようですので、これより採決を行います。議案第 6 号について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数と認めます。議案第 6 号は可決いたしました。</p>
	次に、日程 4、議案第 7 号、非農地証明についてを議題とし、調査員から説明を求めます。岡野委員。
9 番委員	<p>はい。議案第 7 号、非農地証明について御説明いたします。調査員は私と森委員、そして吉見委員、事務方から川畑さん、堀江さんが調査をいたしました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字蘇刈字高ノ間 960 番 2」、畑、34 m<sup>2</sup></p> <p>②「瀬戸内町大字蘇刈字高ノ間 960 番 4」、畑、158 m<sup>2</sup></p> <p>③「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 11」、畑、426 m<sup>2</sup></p> <p>④「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 12」、畑、836 m<sup>2</sup></p> <p>⑤「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 15」、畑、307 m<sup>2</sup></p> <p>⑥「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 19」、畑、231 m<sup>2</sup></p> <p>⑦「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 24」、畑、218 m<sup>2</sup></p> <p>⑧「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 25」、畑、380 m<sup>2</sup></p> <p>⑨「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 27」、畑、241 m<sup>2</sup></p> <p>⑩「瀬戸内町大字蘇刈字屋通り 980 番 30」、畑、195 m<sup>2</sup> 合計 10 筆 2,210 m<sup>2</sup></p> <p>願出人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>登記名義人も一緒です。</p> <p>非農地に至った理由並びに現在の管理状況：</p> <p>かつての耕作状況は不明であるが、現在は耕作放棄地として荒廃している状況である。</p> <p>証明書を必要とする理由：</p> <p>現況に則した不在者財産管理人の財産管理事務遂行のためであります。</p> <p>以上で非農地について説明を終わります。</p>
議長	岡野委員から調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。碩委員。
8 番委員	あの、現況に則した不在者財産管理人で書いてありますが、この意味をちょっと教えてもらっていいですか？
事務局	えっとですね、所有者の〇〇〇〇さんが亡くなられております。その方の財産管理人として、〇〇司法書士さんが裁判所より任命されてということです。書類的には願出人は榮三さんでしております。
8 番委員	財産管理人が願出人？
事務局	そうですね。裁判所からですね、審判ということで、令和 6 年の 2 月 20 日に鹿児島家庭裁判所名瀬支部より〇〇司法書士さんが財産管理人として、審判されております。

8番委員	亡くなった人が願出人になるの？
事務局	書類的には願出人として、あがってきますので、とりあえず書いてありますけど。
8番委員	財産管理人として書いてあるでしょ。亡くなった人が願出人でありえる訳ないじゃない。常識として考えたら。私はおかしいと思うよ。みなさんどう思うか知りませんが。
議長	法律上どうなっているの？
事務局	町は財産管理人が、その管理をする目的が仕事で。
議長	さっき碩委員が言っているの。届出人が亡くなっているの。
事務局	〇〇司法書士さんから申請書があがってきたのが願出人が〇〇〇〇さんなので、とりあえずそのまま願出人として書いてあります。
議長	届出人が死亡している。これが非農地証明になって初めて他の方に行くという形になるわけですね。
事務局	そうですね。第3者になるわけですね。売買して買っている人が。仮登記で終わっている人が。その人に名義を移すために、そういう財産管理人がということで、管理人が選ばれています。
議長	それが分かったということ？届出人が亡くなった人でいいのか。
事務局	そこはちょっと自分も何とも言えないですね。
8番委員	大丈夫なの？
事務局	今のところは。一応、〇〇〇〇さんで非農地証明は返します。
8番委員	そこ根拠みたいなのはないの。
事務局	裁判所が木村さんが、裁判所から認定されたということで非農地証明を出している。
8番委員	ありえないでしょ。こんなの。亡くなった人が願出人になる訳ないもん。
事務局	実際そうですね。
8番委員	そうですね。
事務局	だけど書類上、願出人が〇〇さんて〇〇さんが書いてきてるんですよ。
8番委員	だったら指導しないと。そこは確認しないと。根拠があればいいですよ。だけど常識的に考えてもありえないんじゃないの？亡くなった人が願出人なわけじゃないもん。できないもん。
事務局	財産管理人としてその人から裁判所から指名を受けてる。それだったら財産管理人としての届出人だったら分かります。
	今回、これ〇〇さんにまた、願出人の差し替えをお願いしたいと。
8番委員	それはだから申請書がきた時にね、ちゃんと確認して、これはおかしいんじゃないの？と。法律的に考えてやらないと、ただそのまま申請書がきたからあげました。とは話にならないでしょ。
9番委員	これ川畑さん。〇〇さんでしょ。〇〇司法書士。
事務局	〇〇さんです。
9番委員	電話で聞いて、分かるんじゃないですか。
事務局	後で、終わってからまた〇〇さんに連絡します。
8番委員	申請書がきたときに確認しないとダメだよ。
議長	通します？

事務局	通してもらって、とりあえず差し替えして。
8 番委員	差し替えてもいいけど、願出人が死んだ人じゃおかしいんじゃないの？だから申請書をもう 1 回出してもらって、そこを総会でちゃんと話してもいいんじゃないの。
議長	私も立ち会いまして、司法書士の〇〇さんと話をしたんですけど、〇〇さんは、どういう形でこういう管理人になったんですか？と聞いたら、裁判所からやってくれと、土地のこともこの人のことも知らないと実際言っていました。だからその届出人のところに、代理人として〇〇司法書士が入れば、別に何ら問題ないと。
8 番委員	問題ない。
議長	名義人は〇〇さんでも構わないと。ということですので。財産管理人が話をされて、こういう差し替えてできるのか、できるのであれば、差し替えでもよろしいですか。
8 番委員	私はいいです。
議長	はい、分かりました。
事務局	法律上それでよければ、もうそれでいいと思います。法律上。
議長	本人がうんと言うかどうか。
事務局	条件が不在者財産管理人ということで、〇〇さんが印鑑を押しているんですね。願出人はもう〇〇さんで。
議長	これにも載せてよかったかもしれないね。
8 番委員	それを載せればよかったのに。
議長	そうね。
8 番委員	代理人として、〇〇さんを。
議長	それはもう、そういうふうにし差し替えましょう。
事務局	総会のこの作り方がちょっとあれだったかも分からないけど。
議長	他に質疑はないですか。 【質疑なし】の声が聞こえる 質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 7 号について、賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】 賛成多数と認めます。議案第 7 号は可決いたしました。 次に、日程 5、議案第 8 号。農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法による利用権設定についてを説明いたします。資料の 8 ページから 11 ページでご説明いたします。まず 8 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積利用権設定について公告日を令和 6 年 4 月 30 日に予定しています。
11 番委員	3 号で書いてある。
事務局	すみません。 これ間違いです。 8 号です。 議案の 3 号は 8 号に直してください。

内容につきましては、畑 7 件の 13 筆で、貸し手 6 人、借り手 5 人、合計面積 12,483 m<sup>2</sup>となっております。内容の明細については 9 ページ、10 ページに計画総括表として記載しておりますので、後ほどお目通しください。それでは個々にご説明いたします。資料の 11 ページをご覧ください。

整理番号 34 農地の所在地「大字節子字三田 304 番」、現況地目「畑」、710 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物はサトウキビで生産拡大によるものです。存続期間は 20 年間となっております。

整理番号 35 農地の所在地「大字久根津字前田 310 番」、現況地目「畑」、1,370 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は野菜類で生産拡大によるものです。存続期間は 5 年間となっております。

整理番号 36 農地の所在地「大字嘉鉄字里 1007 番」、現況地目「畑」、166 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が(有) 〇〇〇〇。賃貸借によるもので、対象作物は飼料で生産拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。

整理番号 37 農地の所在地「大字嘉鉄字里 1008 番」、現況地目「畑」、489 m<sup>2</sup>。同じく「大字嘉鉄字里 1011 番」、現況地目「畑」、903 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が(有) 〇〇〇〇。賃貸借によるもので、対象作物は飼料で生産拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。

整理番号 38 農地の所在地「大字嘉鉄字金久 235 番 2」、現況地目「畑」、715 m<sup>2</sup>。同じく「大字嘉鉄字金久 235 番 3」、現況地目「畑」、836 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が(有) 〇〇〇〇。賃貸借によるもので、対象作物は飼料で生産拡大によるものです。存続期間は 10 年間となっております。

整理番号 39 農地の所在地「大字秋徳字小勝 951 番」、現況地目「畑」、1,187 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は米で新規によるものです。存続期間は 3 年間となっております。同じく「大字秋徳字小勝 953 番」、現況地目「畑」、1,876 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるもので、対象作物は野菜類で新規によるものです。存続期間は 3 年間となっております。

整理番号 40 農地の所在地「大字阿鉄字脇田 37 番」、現況地目「畑」、1,286 m<sup>2</sup>。同じく「大字阿鉄字脇田 38 番」、現況地目「畑」、986 m<sup>2</sup>。同じく「大字阿鉄字脇田 44 番」、現況地目「畑」、659 m<sup>2</sup>。同じく「大字阿鉄字脇田 45 番」、現況地目「畑」、1,300 m<sup>2</sup>。貸し手が〇〇〇〇氏、借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるもので、対象作物は果樹で生産拡大を図るものです。存続期間は 5 年間となっております。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えます。ご審議くださるよう、お願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。この案件について質疑はありませんか。

【質疑なし】の声が聞こえる

質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 8 号について、賛成の方は挙手お願いいたします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。議案第 8 号は可決されました。

	次に報告第7号、農地の使用貸借解約通知書について、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、報告第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明を求めます。
事務局	<p>報告第7号1、農地の使用貸借解約通知書について</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字節子字語仁屋川530番」、畑、265㎡</p> <p>②「瀬戸内町大字節子字山木田861番」、畑、710㎡ 合計2筆975㎡</p> <p>貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借）</p> <p>貸借期間：平成26年6月1日～令和16年5月31日</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和6年3月1日</p> <p>合意による解約をした日：令和6年3月5日</p> <p>農地の引渡しの時期：令和6年3月5日</p> <p>届出の年月日：令和6年3月5日</p> <p>返還する理由：双方合意による解約</p>
	<p>報告第7号2、農地の使用貸借解約通知書について</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字節子字前田988番」、畑、512㎡ 合計1筆512㎡</p> <p>貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（使用貸借）</p> <p>貸借期間：平成28年12月1日～令和8年11月30日</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和6年3月1日</p> <p>合意による解約をした日：令和6年3月5日</p> <p>農地の引渡しの時期：令和6年3月5日</p> <p>届出の年月日：令和6年3月5日</p> <p>返還する理由：双方合意による解約</p>
	<p>報告第8号1、農地法第18条第6項の規定による合意解約について</p> <p>土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字阿室釜字神田527番1」、畑、988㎡</p> <p>②「瀬戸内町大字阿室釜字宇神565番イ」、畑、1,090㎡</p> <p>③「瀬戸内町大字阿室釜字宇神565番ロ」、畑、1,213㎡</p> <p>貸貸人：奄美市〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏</p> <p>賃借人：奄美市〇〇〇〇番〇号 〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借）</p> <p>貸借期間：令和4年12月31日～令和9年12月30日</p> <p>合意解約の合意が成立した日：令和6年3月27日</p> <p>合意による解約をした日：令和6年3月27日</p> <p>農地の引渡しの時期：令和6年3月31日</p> <p>届出の年月日：令和6年3月27日</p> <p>返還する理由：双方合意による解約</p>

	<p>報告第 8 号 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について 土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字篠川字能佐 80 番 5」、畑、2,173 m<sup>2</sup> ②「瀬戸内町大字篠川字能佐 81 番」、畑、2,139 m<sup>2</sup> 合計 2 筆 4,312 m<sup>2</sup> 賃貸人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 賃借人：瀬戸内町大字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇氏 貸借契約の内容：農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借） 貸借期間：令和 5 年 9 月 1 日～令和 15 年 8 月 31 日 合意解約の合意が成立した日：令和 6 年 3 月 27 日 合意による解約をした日：令和 6 年 3 月 27 日 農地の引渡しの時期：令和 6 年 3 月 31 日 届出の年月日：令和 6 年 3 月 27 日 返還する理由：双方合意による解約</p>
	<p>報告第 9 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 土地の表示</p> <p>①「瀬戸内町大字与路字前田 695 番 2」、畑、250 m<sup>2</sup> ②「瀬戸内町大字与路字高 2432 番」、畑、677 m<sup>2</sup> ③「瀬戸内町大字与路字高 2433 番」、畑、19 m<sup>2</sup> ④「瀬戸内町大字与路字高 2436 番」、畑、158 m<sup>2</sup> ⑤「瀬戸内町大字与路字高 2440 番」、畑、3,484 m<sup>2</sup> ⑥「瀬戸内町大字与路字高 2441 番」、畑、59 m<sup>2</sup> ⑦「瀬戸内町大字与路字高 2442 番」、畑、522 m<sup>2</sup> 権利を取得した者：大阪市〇〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇氏 権利を取得した日：令和 5 年 11 月 27 日 権利を取得した事由：相続 取得した権利の種類及び内容：種類（所有権） 農業委員会によるあっせん等の希望の有無：希望しない 届出の年月日：令和 6 年 3 月 18 日</p>
議長	以上で報告を終わります。この報告について何か質疑がございませんか？
8 番委員	はい。
議長	碩委員。
8 番委員	報告第 9 号の中身ですけどね、相続だから我々がどうのこうの言う必要はないんですけど、これ権利を取得した者は大阪市ですよ。大阪市、ということはこの畑は、耕作されてるの？耕作されてるのか、それともね、農業委員会によるあっせん等の希望の有無「希望しない」になってますよね。したら大阪だから、基本的には農業に従事できませんよね。
事務局	従事はできませんけど、相続登記ですから。
8 番委員	相続だから、別に問題はないんですけどって。ないんだけどね、耕作放棄地にならないのかって話。
事務局	確認はしてないんですけど、前は〇〇さんとかそこら付近が飼料畑で使ってる部分はあると思います。
8 番委員	だからそこらへんは。

事務局	全部が全部使ってるかそこは確認してないです。
8 番委員	相続のこの届出がきたときにね、耕作放棄地にならないようにしてくださいっていう指導を。
事務局	文書できますからね。司法書士さんとかそこら付近から。
8 番委員	ああ。
事務局	こっちに来ることはない。
8 番委員	指導とかできないわけ？
事務局	できません。
8 番委員	確認もできないんだ。我々も。
事務局	要は農業委員・推進委員が見て、荒れてるから遊休地の意向調査を一方的に出すしかないです。
8 番委員	ああ、そういうこと。いやできればさ。
事務局	本人が持ってくれば、荒れてれば誰かに貸しますよと、貸してもいいですか、と確認できますけどね。
8 番委員	ああ。この農業委員会によるあっせん等の有無に「希望をしない」て書いてあるからね。耕作放棄地にならないのかって。そこを心配しないといけないんじゃないの？
事務局	これ多分 2,000 いくらていうところは、多分山の上ですよ。多分 600 というのは平場のとこと思いますけど。
8 番委員	そこらへんをちょっと確認して、指導できるんだったら耕作放棄地にならないようにしてくださいよって言わないと、まずいんじゃないの？
事務局	本人が来る時には、そういう言い方をしていきたいと思います。
8 番委員	はいはい、了解。
議長	他にありませんか。
11 番委員	加計呂麻に家があって、加計呂麻で利用権設定をしようとしたら、範囲はどこまで？奄美市から？利用権設定は？
事務局	本人が通えるんでしたら。
11 番委員	範囲は決まってる？鹿児島に住んどって利用権設定は？
事務局	そこはちょっと厳しいですかね。
11 番委員	その基準はあるのかね。
事務局	その基準じゃないんですけど、農家は 150 日以上するのが基準ですけど。農作業に従事しますのが。
11 番委員	例えば利用権設定するのが。
事務局	本人がちゃんと 60 日来ているよ、てあれば、会社とかだったら誰かそこに従事・管理してる人が関わってきますけど。個人的にはどうなのかなとは思いますがね。
11 番委員	線引きは？
事務局	本人がちゃんと最低でも 60 日はできますよと、あるんだったら問題ないですけど。
8 番委員	鹿児島辺りだったら無理じゃない？基本的には。
事務局	名瀬だったら 1 週間に 1 回通えるぐらいだったら。
11 番委員	生前贈与は可能じゃない。鹿児島なら。
事務局	生前贈与はダメです。

11 番委員	無理か。
事務局	ちゃんとするよってあれないと。亡くなってからの贈与だったら。
11 番委員	生前贈与は。
8 番委員	結局は法律上は、最低 150 日以上、農業に従事しないと所有権移転できないわけでしょ。利用権設定でも同じだと思いますよ。
11 番委員	日数は？
事務局	日数は書くところがあるんですよ。農家としてみなすのは 150 日以上。
8 番委員	今月のね、農業新聞にね、農地法第 3 条第 2 号、この中にもね、この権利取得できるかどうか話をね、機械力とか労働力、技術等総合的に判断しなさいって書いてあるんですよ。だから要するに、利用権設定するにしても、最低基本的に 150 日以上、農業に従事しないとダメですよってなってるんですよ。それは基本的な要件だけだね。それ以下でも大丈夫ですよ、と書いてありますけども。そこらへんは判断しないと、我々が効率的な農地の利用第 1 項に関してはね、そこらへんは判断しないといけないですよって話です。これ 14 号、先週かな？農業新聞に載ってるんですよ。今まで私ずっと取っておりますけどね。そこらへんやっぱり考えて我々総会で判断しないと、何でもかんでも申請してきたらいいですよと話にならないことですよと。
11 番委員	実際、合意解約で奄美市があったから。
議長	この方は、古志の奄美バナナに勤めてて、白浜でやりたいなってなって始めたんですけども、いろいろ内部事情がありまして、断念をしました。通って仕事しながらは可能であると。
8 番委員	そこらへんは、書類の提出を求めることができるんですよ。農業委員会は。奄美市はどういうふうな計画で、何日くらい来るんですか？て申請書を出してくれて話をできるわけですから、これは。そこを確認しないとイケないですよ。
11 番委員	作れるとしたら作れる。
8 番委員	計画書をね、求めることができるんだから。ちょっとおかしいとなれば、そこ無理じゃないのとなれば、そこらへん細かい計画書を出してくれって話できるんですから。
議長	その利用権設定をするにあたり、農業委員なり推進委員の方が、把握しながら、本人が持って来た場合なら事務局のほうで説明できるんでしょうね。
8 番委員	だから本人が、その現場確認する時には来てもらわないと困るわけですよ。はっきり言って。代理人だけじゃ。
議長	だから農業委員か推進委員が、代理人で来る場合は、代理人ですから、それはしっかりと把握していれば、当然じゃないかと思っています。本人が来なければ、本人に代わって家に寄ったほうが農業委員の仕事じゃないかと思いますので、利用権設定で代理で持って来る場合は、その場合はしっかりと把握して、持って来るようにしたらいいのでは。
8 番委員	いやだから、この前ね、阿木名でもあったんですよ。代理人だから OK じゃないのて言われたからて困るよ。だけど、その行政書士の方の考え方がね、代理人だからいいんじゃないのって言いわけ。私は一応、責任受けてやっています。だけど我々は、その方が農地法を読んでないかな思うところがあったんですよ。要するに、自分の、行政の法律かな？を盾に取って、話したからね。それ違うよ、て。我々、農地法に基づいてやってるんだから、とか言いましたけどね。私は、その時には本人が来ないと帰り

	<p>ますよと言ったんです。呼んでくれましたけど。呼んでくれて私のいろいろな質問したんですけども。本人に聞かないと分からないこといっぱいあるんですよ。代理人じゃちょっと細かいところ分からないところあるんですよ。</p>
事務局	<p>利用権設定の話ですよ。印鑑押すところがあるから。分からないところがあれば1回返して、確認させて。</p>
議長	<p>他にないですか。  <b>【質疑なし】</b>の音が聞こえる          質疑ないようですので、協議会に移りたいと思います。事務局から説明を求めます。</p>
	<p>協議会          (1) 行事予定について          (2) その他</p>
事務局	<p>以上を持ちまして、第4回農業委員会総会を終わります。          一同 礼</p>

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和6年4月22日

署名委員

署名委員